

（副本部長（くらし安全防災局長））

それでは定刻となりましたので、第 75 回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議を開催させていただきます。

まず開催にあたりまして、本部長からコメントいただければと思います。

（本部長（黒岩知事））

はいお疲れ様です。

ゴールデンウィーク明けの 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の類型が、季節性インフルエンザと同じ 5 類に見直され、3 年に及ぶ新型コロナへの対応も、いよいよ出口を迎えることとなります。

これに伴いまして、県民の皆さんにお願いしてきました感染防止対策や、神奈川モデルの医療提供体制も大きく変更する必要があります。

本日の本部会議では、5 類への見直しに伴う変更点を共有し、今後の対応を協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

（副本部長（くらし安全防災局長））

はい。それでは早速、議題、報告事項に入っていきたいと思います。今日は、資料を 4 種類ご用意してございます。

中身としては、5 月 8 日以降の県の体制について、また新型コロナウイルス感染症の類型変更について、その他となっております。

まず私の方から、最初の資料 5 月 8 日以降の県の体制についてというパワーポイントの資料で、こちらの説明をさせていただきます。

資料簡潔でございます。

1 ページご覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部、この本部体制ですがその廃止についてということでございます。

今日午前中、厚生労働省の感染症部会で、5 月 8 日から 5 類へ移行するということが正式に決まったというふうに報じられております。それを受けて、5 月 8 日までの間に、政府の対策本部が廃止される見込みということでございます。それに伴って、特措法 25 条に基づいて、政府の本部が廃止されれば県の本部も廃止ということになります。よって同時に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部も廃止となりますということです。その下段の方ですけれども、同じく 5 月 8 日までの間に、新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針、国の対処方針、これが廃止になる見込みでございます。それを受けて、国の対処方針に基づ

いて、本県では神奈川県対処方針を定め、それに基づき基本方針を定めてきております。こちらの国の基本的対処方針の廃止に伴い、県の対処方針、あるいはさらにこの基本方針、こちらも廃止とさせていただきたいというふうに思っております。

次のページ、2ページをご覧くださいければと思います。本県の危機管理体制ということで1枚用意させていただきました。

本部体制は、ここで一旦廃止になりますけれども、今後感染拡大の動きが出てくれば、順次、本県の危機管理体制は、そのレベルの感染リスクの高まりに応じて、警戒体制を高めていく、そういう体制がございます。

実際このコロナの拡大初期のころ、当時令和2年1月でございましたけれども、1月16日に危機管理対策会議の幹事会を開催し、全庁的な協議体制を立ち上げてきてございます。さらに、1月24日に、知事も入った形で、危機管理対策会議、さらに2月には危機管理対策本部会議という形で、警戒レベル上げてきたということがございます。

3月14日ですかね、特措法の対象にコロナが入ったということで、それを受けて3月16日からは、法に基づく、この現在のこの本部体制という形に移行し、75回会議を重ねてきたという形がございます。

今後万が一、感染拡大という局面になった場合は、同じような形で、危機管理体制の中で対応していくというふうにしていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。最初の資料の説明は以上でございます。

続きまして報告事項ということになります。新型コロナウイルス感染症の類型変更について、健康医療局長の方からお願ひします。

(副本部長 (健康医療局長))

はい。健康医療局です。新型コロナウイルス感染症の類型変更につきまして、3月末に記者発表したもの、それから4月18日の感染症対策協議会の議論を経て決定したものについて、移行後どうなっていくのかというのを、決定事項をご報告し、情報共有させていただきたいと思ひます。早速、1ページをお開きいただきたいと思います。

感染症法における位置付けが5類に変更ということで下から3段目、新型インフルエンザ等感染症という位置付けだったものが、その上のピンク色のところ5類感染症こちらの方に5月8日に分類が変わってくるということであります。

2ページをご覧ください。類型変更に伴うスケジュールであります。1月27日に類型変更が公表されまして、3月10日には公費支援等の方針が決定されました。

いよいよ5月8日に改正省令公布・施行ということで、経過措置を経て完全移行とこういふ流れになっております。

3ページをご覧ください。5月8日から変わるコロナ対応について県民の皆様にご周知を図るといふことで、左側コロナ対応が変わるといふことのポスター。それから右側発熱や体調不良で医療機関を受診するときはという動画。

さらに4ページ。5月8日からコロナ対応が変わりますということで県のたよりでもこういうふうに取り扱いが変わってくるんですよということを公表し、お知らせをしているところであります。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。具体的な医療提供体制の内容等々に入っております。まず1の医療提供体制全体であります。これまで、とありますけれどもこれまでは、発熱診療等医療機関や、神奈川モデル認定医療機関等々限られた医療機関で対応してきました。これから5月8日からは、より多くの一般の医療機関で対応していくことになるということになります。具体的にはその下のポツに書いてある通り、確保病床は650床で協力病床については1,550床程度による入院体制を整備していきます。

それから発熱診療等医療機関については外来対応医療機関というふうに名前が変わりましてこれを指定し、公表するという形になります。

健康観察等々なくなりますので自宅療養後の体調悪化時には、医療機関でしっかりと再診をしていただく、医療機関は陽性を判定するだけでなくしっかりとその後の面倒を見ていただくことが必要になります。それから医療機関間による入院調整を推進ということになります。

6ページをご覧ください。5類移行後の運用体制「日常医療」ということになります。

これまではコロナに着目をして、拠点化をして、神奈川モデルで受けてきましたけどこれからは赤字で書いてある通り治療が必要な基本病態に対する医療提供として、右側の黒字にあります通り有床医療機関で、その種々の併存疾患に合わせた病態に合わせて幅広く受けさせていただくと、こういう考え方になって参ります。

7ページをご覧ください。5類移行後の県のコロナ対応病床であります。

まず左側が第8波時点12月27日ということで重症用として高度医療機関の210床から中等症軽症用として、重点医療機関協力病院の1,990床がございまして合計で、2,200床を確保病床として用意をしておりました。

これが、真ん中に参ります、5月8日から9月30日までの県の対応ということで国の方から、赤いコメ印に書いてある通り、第8波の実績に基づいて再設定をしてくださいというふうに言われておりました。

第8波の時点12月27日時点で、コロナとしてCOVID-19重症というのは、この時に22床を使用しておりましたのでその倍強ということで高度として50床を確保病床として確保する。

それからCOVID-19中等症酸素投与必要ということで、これは12月27日時点では259床を使用しておりましたので、これも倍強ということで600床、このくらい確保病床を確保すればコロナ対応の確保病床としてはいいんじゃないかということで、合計650床でそれ以外コロナを受けていただいていたところについては、協力病床という形で、病床確保料の対象にはなりませんけれども、コロナの対応にご協力をいただきたいというふうに考えております。ということで青字に書いてある通り確保病床650床、協力病床1,550床以上の

入院体制を整備したいというふうに考えております。

続きまして8ページ、外来対応医療機関であります。

一番上に書いてあります通り発熱診療等医療機関、これが外来対応医療機関にリニューアルされます。左側に指定要件というのがありますけどこれの赤字の矢印の下2つ、これが新たに加わった要件であります。

まず、受入患者を限定しない形に少なくとも8月末までに移行していただくことに加えて公表していただく、こういう要件が加わって参ります。

下の円柱に現在の発熱診療等医療機関約2200と書いてありますがこのうち、「受け入れ患者を限定しない」や「公表」としているところは約7割であります。

これを「受け入れ患者を限定しない」プラス「公表」これを約9割に拡充した上で新規開拓でこの裾野を広げていきたいというふうに考えております。

9ページをご覧ください。

2 患者等に対する公費支援であります。これまでということで原則として治療検査入院は全額公費負担となっておりますがこれから5月8日からは他の疾患と同じく、自己負担ありが基本になって参ります。

ただ、当面9月末まで一部公費支援が継続されます。1ポツ目、新型コロナ治療薬の費用は無料。それからふたポツ目入院医療費は当面9月末まで高額療養費の自己負担限度額から2万円が減額されます。

3ポツ目その他の外来医療費や検査の公費負担は終了。それから検査無料化事業終了。それから入院勧告がなくなりますので、患者の搬送も終了するということになります。

次の10ページ。これが医療費に対する公費支援の例であります。公費支援が入ることによってコロナとインフルの負担が大体同等程度になってくると後程ご覧いただきたいと思えます。

3の患者把握であります。これまでは発生届により患者を全数把握しておりましたが、5月8日からは、定点医療機関の報告で感染動向を把握するようになります。

発生届出及び患者の特定はなしということで、陽性者登録窓口も廃止になります。COVID-19の定点、医療機関による患者数報告によって流行の状況というの把握しつつ、それを補強するため神奈川県としては4ポツ目、下水疫学サーベイランスこれで補完をしていきたいというふうに思っています。

陽性者の把握はしませんのでその下にある通り当然濃厚接触者の特定もございませんし、患者、濃厚接触者の外出自粛要請もございません。

日々の患者発生状況の把握というの、毎日毎日の把握っていうのはありませんので記者発表もせず、県衛生研究所の週報で定点観測の結果を報告したいというふうに思っております。

次の12ページ。これが感染状況等の公表であります。矢印の下のところ、先ほど申し上げたように県衛生研究所の週報で公表、そのイメージが右側の表であります。

次のポツ、感染拡大に伴う注意報警報、これの方はまだ国から示されておられませんけれどもこれを出しますよというふうに国から示された場合には、それもホームページ等で公表したいというふうに考えております。

それから上に行って、終了って書いてありますけれども日々の患者発生状況等々の記者発表は、毎日の数というのが把握できませんので行わない。それからLINEパーソナルサポートも、週報の公表というのは検討していますが、毎日の配信というのは終了するというのであります。

次の13ページ。療養期間の目安であります。ウイルスの発生量等々5日目まではウイルスの排出量が多いですね。10日目までは、細々と出ていることが多いですよねというような知見に基づきまして陽性者については基本的に、5日が療養期間であると。ただ症状がある場合は症状軽快後24時間経過まで。それからそこから10日目までの間はマスク着用とか、それから高齢者等ハイリスク者との接触を控えるといったことが推奨されております。

同居家族等については下に記載の通りです。

次の14ページです。保健所による患者支援等です。これまで健康観察やコロナ119、それから療養サポート、それから宿泊療養施設等々をやっておりましたが、これからは健康観察やコロナ119、療養サポート等々、廃止されます。総合的な相談窓口は継続ということになります。1ポツ目、患者の外出自粛要請がなくなるため健康観察は廃止で、パルスとか食料品の配送も廃止になります。それからコロナ119等々の相談窓口は廃止になりますけれども、4ポツ目にある通り総合的な相談窓口として、看護師を配置した上で感染症専用ダイヤル、これは継続をするということになります。それから隔離のための宿泊療養施設も廃止、外出自粛もないです。ただし、一番下にある通り高齢者コロナ短期入所施設、さがみ緑風園内に設置しているもののみは、9月末まで継続したいというふうに考えております。

次の15ページこれが感染症専用ダイヤルの部分であります。左側の緑色のが県の方のダイヤル、右側が各保健所設置市の設置している相談窓口のご案内であります。

次に16ページこれが宿泊療養施設の段階的運営終了ということで、徐々にホテルを閉じていっています。一番下の⑩の高齢者コロナ短期入所施設のみ9月30日まで5月7日以降、8日以降も継続をするという形になっています。

17ページ、高齢者施設等における対応でありますけれども、これは、これからというところご覧になっていただく通り、やっぱり引き続きハイリスク者対応として重点的に支援をする必要があるだろうというふうに考えています。

ふたポツ目、陽性者発生後の集中検査は保健所の判断により行政判断として実施をします。ここの検査は公費負担になります。3ポツ目、C-CATによる感染対策の支援も継続をします。それから国による施設内療養に対する補助、これも当面継続をされることとなっております。

次の18ページ。高齢者施設へは、重点的な支援を継続ということで、やはり早期発見、早期の抑え込みというのが特に重要ということで、陽性者の早期探知ですとか、集中検査、早

期の治療介入といったものが重要になって参ります。

19 ページをご覧ください。19 ページの下の段が、国が検討している 5 類後の対応であります。10 人以上集団感染が発生してから、保健所へ初めて報告の義務が発生するということですが、これじゃちょっと遅いんじゃないかと押さえ込みには、ということで、上の方が県の現在の対応ですけれども、1 人でも発生したらウェブで保健所等へ報告で、早期に介入をしていくということでもあります。ここについては赤の矢印にある通り、引き続き早期介入できる体制を確保することが重要であるというふうに考えております。

次の 20 ページ。これがワクチン接種であります。これまで予防接種法の特例臨時接種ということで年に複数回実施をされておりました。これから特例臨時接種延長されますけれども、回数がちょっと変わってきたりとかこういうことがあります。1 ポツ目、高齢者等の重症化リスクの高い者や、医療施設等従事者は、春夏・秋冬の 2 回接種、その他の方は 1 回接種であるということ。それから 4 ポツ目、個別医療機関を中心とする体制への移行を推進する市町村主体。ただし一番下のポツにある通り、副反応等の専門相談体制を、県において当面の間継続ということでもあります。

21 ページに、県内ワクチン接種体制大きくどう変わるんでしょうかということが一番右に終了とありますけど、県の大規模接種会場というのは終了いたしまして。左側、接種機会の確保とあるように、市町村において個別医療機関での接種機会を確保していただく。ただし、真ん中、副反応の相談体制については継続をしていくと、こういった形になります。健康医療局からは以上であります。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。続いてこの 22 ページですかね、このシートにつきまして政策局長の方からお願いします。

(副本部長 (政策局長))

政策局です。22 ページ、感染防止対策取組書についてでございます。

この感染防止対策取組書、各店舗等の事業者が感染防止対策の見える化ということで、掲示に御協力いただいて参りましたが、5 月 8 日からは、それも自主的な取組みということになりますので、一律お願いするということではなくてそれぞれの店舗等が、うちのお店ではこういう感染対策をやっているんだということを、利用される方にアピールして示していきたいというときに、お使いいただけるように、ホームページでダウンロードできる様式を準備したいと考えております。

併せて、それぞれの事業者等に必要な情報等ありましたら、引き続きホームページ等で情報提供していきたいと考えております。この新しい様式につきましては、本日本部会議、ご了承いただきましたら、本日中からダウンロードできるように準備したいと考えております。以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。では説明続けさせていただきます。次の資料になります。県における5月8日以降の感染防止対策についてということで、総務局の方からご説明をお願いいたします。

(総務局副局長)

はい。総務局です。

県における5月8日以降の感染防止対策についてご説明いたします。県も1事業者として感染防止対策を実施するに当たりまして、まず県民に不安を与えないように留意をして適切な対策を行うという考えのもと、具体的な対応としまして、引き続き、換気、3密回避、手指衛生に留意し、窓口等で県民に求められた場合には、職員はマスクを着用する等の感染防止対策を行います。

各庁舎管理者は、それぞれ実施する感染防止対策を、先ほど政策局から説明のありました、新たな感染防止対策取組書に記載して、各施設の入口に掲示することとします。

さらに、施設の特性に応じた対応や、今後感染が拡大した際には、対策強化を検討するといった事項についても記載しております。

最後に職員が感染した場合の対応としまして、体調不良時には無理をせず自宅で休養するとともに、検査キットでのセルフチェックを行うことなどを記載しております。

なおこの内容を元に、より具体的な対応や感染した場合の療養期間、家族が感染した場合等については、庁内の会議で別途所管課から周知をさせていただきます。総務局からは以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。資料最後になります。県教育委員会における5月8日以降の教育活動等について、教育長の方からお願いします。

(教育長)

はい。学校現場における対応についてご説明いたします。

県立学校におきましては、引き続き換気の確保等、感染症対策を講じながら、通常の教育活動を実施していきます。まだ文部科学省から正式な通知は来ておりませんが、それ以下に記載のあるものは、これまで説明会の中であったものを大きくまとめたものであります。まず、児童・生徒等、教職員にはマスクの着用は求めない。これは以前からそうでしたけれども、今学校の校長先生はじめ、無理にマスクしなくていいんだよということ子ども達に呼びかけていますが、現実ではやはり7～8割くらいのお子さんはマスクをかけているという現状であります。もちろん任意ということが大前提ではありますが、これから暑くなってくるということもありますので、教職員からはそういった柔らかい声かけを引き続きや

っていくということで、改めて提出をさせていただきました。以下は換気であるとか、こまめな手洗い、こういったものを書かせていただくと同時に、この「ア」の最後のマルで、日常的な消毒作業、これはもういいよということを書かせていただいています。また、感染者が発生した場合には、出席停止。これは先ほど健康医療局から報告のあった記述と同様であります。5日間は基本、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでということでございます。また、臨時休業につきましては季節性インフルエンザと同様に必要な範囲・期間で実施する。今季節性インフルエンザは概ねクラスの20%くらいの欠席をベースに学校長が、臨時休業を判断して学級閉鎖等を判断しているという状況でありますので、これに準拠する形になります。こういった考え方を市町村教育委員会にもお示しをして、市町村立学校におきましても、適切な対応をいただきたいと考えています。また県立社会教育施設については、これまで同様、必要な感染症対策を講じつつ、通常の開館をするというものであります。以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。資料説明続きましたが、資料説明は以上になります。これまでの内容に関して、これから意見交換とさせていただきたいと思えます。ご意見がある。本部員の方、いらっしゃればご発言をお願いします。

(本部長 (黒岩知事))

一つ全庁コロナ体制っていうのは、その表現をいつまで使えますかね。

(総務局副局長)

はい。総務局です。コロナ体制につきましては、全くゼロというわけではなく当面は規模を縮小して参りますけど、9月頃をめどに、終了させていきたいというふうに考えております。ただここで一応、ひと区切りという形にはさせていただきたいということでございます。以上です。

(副本部長 (武井副知事))

ちょっと補足しますと、いわゆる全庁コロナシフトというような大掛かりなものはここでもうおしまいと。ただ一部業務において、応援体制は引き続き、数十名規模が必要でありますから、それは残しておきますけれども、いわゆる従来からやってきた、大規模なコロナシフトと言われるようなものは、基本的にはここで解除したいというふうに考えております。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

他いかがでしょうか。

s k y p e でご参加の本部員の方もおられると思えますけれども、ご質問あればよろしく

お願いします。よろしいですかね。はい、ご意見ないということでございます。

本日説明した内容は、5月8日以降、この現在の本部体制は終了となるということ。また本
日ご説明があったように、医療提供体制ですね5月8日以降の体制その他県庁の体制、すべ
て本部員異存ないという形でございます。

今日ご説明した事務局、内容で進めるということで、本部長、よろしいでしょうか。

(本部長 (黒岩知事))

はい。了解しました。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい。ありがとうございます。この方向で進めさせていただきたいと思います。

それでは最後、本日が最後のコロナ本部会議となる見込みでございます。

これまでの総括ということで本部長からメッセージをお願いできればと思います。

(本部長 (黒岩知事))

はい。今日は法定に定められた対策本部会議として、何と75回目ということですね。それ
以前から我々やっていたから、いかにこの会議をたくさんやってきたか。3年間本当に
コロナ対応に明け暮れたっていうのはまさにこの数字を見ても、そうだったなと改めて思
います。そんな中で、やっとの思いでこの出口に来ることができたと、本当に感慨深いもの
だと思います。そして県庁職員の皆さんも、全庁コロナ体制というなかで、心を一つにしな
がら、向き合ってきた。だからこそ、今日がある。それとなにより、度重なる我々の要請に
対して、お答えいただきました。県民の皆さん、事業者の皆さん、大変苦しい思いをさせた
と思いますけれども、ご協力いただいたことの成果が、ここに今現れて我々やっとなら
立つことができたということでありまして、と言いながらもコロナが消えたわけではない
ので、ウィズコロナという時代をですね、しっかりとこの用心深く、脇を固めながら進めてい
きたいなと思うところであります。

それでは最後に県民の皆さんに私から知事メッセージを発出したいと思います。

ゴールデンウィーク明けの5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症上類型が季
節性インフルエンザと同じ5類に見直されます。これにより、令和2年1月に国内で初めて
の感染が本県で発生し、その翌月、横浜港に着岸したダイヤモンドプリンセス号での集団感
染への対応から始まった3年間を超える新型コロナとの戦いも、ようやく出口を迎えるこ
ととなりました。この間、実に8回に及ぶ感染拡大の波に見舞われましたが、本県は、県内
医療機関をはじめとする多くの方々の協力、連携により40を超える神奈川モデルを打ち出
し、医療の提供や療養支援、事業者の皆さんのサポートなどを行ってきました。

そして、県民の皆さんには、外出の自粛、営業時間の短縮といった行動制限や、様々な感染
防止対策等をお願いしてきました。県民の皆さん一人一人のご理解とご協力、そして医療機

関の皆さんのご尽力など、本県の総力を挙げた取り組みにより、かつて経験したことない厳しい局面を乗り切ることができました。

改めて、すべての県民、事業者、関係機関の皆さんに心より感謝を申し上げます。

5月8日からは、新型コロナへの対応は大きく変わります。

これからは、外出自粛のような厳しい措置をお願いすることはありませんが、換気や手洗い、場面に応じたマスク着用等の基本的な感染防止対策を、それぞれ個人の判断で取っていただくようお願いいたします。

また、医療提供体制については、今までの新型コロナを特別な病気として峻別する対応から、特別な扱いをせず通常の疾患として、幅広い医療機関で診療いただく体制に変わります。

しかしながら、ウイルスはなくなるわけではありませんので、新型コロナはこれからも感染の波を繰り返していくと思われま

そこで県は、県民の皆さんが安心して必要な医療を受けられるよう、コロナに対応する病床の準備や、外来対応を行う医療機関の取り組みを支援するとともに、こうした情報を県民の皆さんに幅広く提供を行うほか、療養中の相談にも対応する専用ダイヤルも継続します。外来対応医療機関、ホームページで公表して参ります。さらに、感染により衰弱したり、持病を悪化させるなどして、重症化するリスクの高い高齢者の方が生活している施設への対応については、これまでと同様に注力していきます。

このように、新型コロナが5類となっても、必要な対応についてはしっかりと継続し、県民の皆様が安心して生活できるよう進めていきます。

5月8日から本格的な。ウィズコロナの社会がスタートします。

ウイルスと共存し、社会経済活動の活性化を図るために、引き続き、県の総力を挙げて取り組みたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

(副本部長 (くらし安全防災局長))

はい、ありがとうございました。これをもちまして第75回新型コロナウイルス感染症神奈川県本部会議を終了します。